

## 浜松市ワーク・ライフ・バランス等推進事業所の募集について

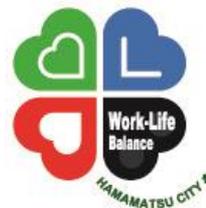
本市では、地域産業の人材確保・定着を図り、誰もが働きやすい労働環境の整備を推進するため、従業員の仕事と生活の両立支援などの働き方改革の推進に取り組む事業所の募集を行い、「ワーク・ライフ・バランス等推進事業所」として認証・公表しています。

現在、128 事業所を認証しており、今年度については、下記のとおり募集を開始いたします。

また、ワーク・ライフ・バランス等の推進に関心または意欲があり、具体的な改善取組を行おうとしている浜松市内の事業所等を対象として、事業所内の課題を抽出し、具体的な課題解決を行うためのアドバイザー（社会保険労務士）を無料で派遣しています。

つきまして事業の周知についてご協力をお願いいたします。

### 記



浜松市ワーク・ライフ・バランス等  
推進事業所認証マーク

#### 1 募集期間

令和5年7月3日（月）～令和5年7月31日（月）

#### 2 対象事業所

従業員の仕事と生活の両立支援や働き方改革の推進に取り組む浜松市内の事業所

#### 3 主な申請要件

- (1) 令和5年4月1日現在において、1年以上浜松市内に所在していること
- (2) 仕事とその他の生活との両立を支援するための工夫のほかに、女性など能力発揮・職域拡大に努めていること
- (3) 市税を完納していること、又は市からの徴収の猶予若しくは換価の猶予を受けていること
- (4) 浜松就職・転職ナビ「JOBはま！」に事業者登録していること

#### 4 申請方法

- (1) オンライン申請の場合  
浜松就職・転職ナビ「JOBはま！」内の申請フォームに必要事項を入力し、必要書類を添付して申請
- (2) 持参又は郵送の場合  
浜松市公式ホームページから様式をダウンロードし、必要事項を記載し、必要書類を添付して産業振興課へ持参又は郵送（7月31日（月）必着）により申請

## 5 認証事業所の特典

- 事業所のイメージアップ（認証マークの使用、浜松市公式ホームページや「JOBはま！」サイト内で取組紹介）
- 市が発注する建設工事、物品購入、業務委託における優遇措置
- 市主催の就職合同企業説明会への出展優先権
- 市主催の就職イベント等における認証事業所周知
- 浜松市奨学金返還支援事業における優遇措置（※企業負担割合の軽減）

## 6 アドバイザー派遣制度

### (1) 派遣期間

令和6年3月29日（金）まで（土日祝を除く）

### (2) 派遣回数等

1事業所4回まで（1回2時間以内）

### (3) 派遣内容

- ワーク・ライフ・バランスに関する総論やメリット
- 就業規則等の整備・見直し
- 育児や介護・看護のための休業制度の導入及び活用
- 労務管理におけるテレワーク導入のポイント
- ダイバーシティの推進に関すること 等

### (4) 申請方法

派遣希望日の1ヶ月前までに、浜松市公式ホームページから申請書をダウンロードし、必要事項を記載して産業振興課へ提出（メール、持参又は郵送）。

※本年度の認証を目指して、アドバイザーの派遣を希望する場合は、お早めにご相談ください。

(募集案内や様式等のご案内)

#### ■ 浜松市公式ホームページ

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/sangyosomu/roudou/hatarakikata.html>

#### ■ JOBはま！

<https://www.shigoto-hamamatsu.com/work/wlb/>